

1

New!

事業費について

**自己資金
の要件を
見直し**

(H30年4月～実施)

これまでの貸付審査

- ◆ 事業団の貸付審査では、「事業費のうち、**20%以上が自己資金**であること」が必要でした
- ◆ 自己資金部分については、都銀、地銀など民間金融機関からの借入金を認めておらず、学校法人のみなさまの資金計画にも支障がありました

自己資金の要件を見直します

- ◆ 「事業費のうち、20%以上を自己資金」とする要件を廃止します
- ◆ 事業団がご融資する場合でも、自己資金を使わずに、校舎新築や改修事業を実施できます
- ◆ たとえば、事業団から8割、民間金融機関から2割のように、**柔軟な資金調達が可能**になります

(注 融資率80%については変更ありません)

2

New!

事業査定において

**基準単価に
乗じる調整率
を見直し**

(H30年4月～実施)

建築費の急激な上昇

- ◆ 近年の**建築費の高騰**によって、事業団が査定に用いる単価と、実際の建築工事の単価が**大きく**かい離していました

事業査定によって**融資上限額**が頭打ちとなり、学校法人のみなさまが、**借入希望額**を借りられないケースが相次いでいました

単価の調整率を見直します

- ◆ 実際の単価が基準単価を超えるときに用いる調整率について、1.6倍から1.9倍に引き上げます
 - ◆ たとえば、大学・鉄筋コンクリート造校舎の単価は次のようになります
- | | |
|------------|-----------|
| 平成29年度 | 213,600円 |
| ※調整後(×1.6) | =341,700円 |
| | ↓ |
| 平成30年度 | 221,200円 |
| ※調整後(×1.9) | =420,200円 |

3

ポイント

火災保険への 質権設定を 廃止

(H29年4月～実施)

これまでは質権設定が必要

- ◆ 担保建物の火災保険金請求権には、事業団を第1順位とする質権を設定します
- ◆ 少額保険金の支払いであっても事業団の承認が必要なため、保険金支払いが、非常に遅くなっていました

平成29年度から順次廃止

建物を担保評価していない場合に限り

- ◆ 新規契約分から、火災保険金請求権への質権設定を廃止します
- ◆ 既往契約分についても、火災保険期限が到来した時点で、質権設定を廃止します

今後のお手続き

- ◆ 火災保険の満期到来月の約1か月前をめぐりに、「質権設定廃止」のご案内文を送付しています

(注) 建物を担保評価している場合は、引き続き担保建物の火災保険金請求権に、質権を設定していただきます)

4

ポイント

登録免許税 が非課税

登録免許税

- ◆ 登記を申請する際に納める税金のことです
- ◆ たとえば、抵当権の設定登記は、債権額に1,000分の4を乗じた額となります

非課税の取り扱い

- ◆ 事業団が学校法人に代わって、文部科学省に登録免許税の非課税申請をします
- ◆ 文部科学大臣の承認により、登録免許税が非課税となります

大きなメリット

- ◆ たとえば、10億円を借りるときには、400万円(10億×0.4%)の登録免許税が必要ですが、事業団なら非課税です
- ◆ 現在の金利情勢からみると、実質1年間無利子に匹敵するコスト削減効果があります

5

利子助成により 3年間 は 実質無利子

利子助成制度

- ◆ 耐震化促進のため、国が学校法人の支払利息の一部に対して、補助金を交付する制度です
- ◆ 学校法人が私学事業団の融資を利用した場合、文部科学省から利子助成を受けることができます

対象事業

取り壊しを伴う建替事業
旧耐震基準で建設された学校施設(S56年以前の建物)の建替え整備事業

国からの利子助成率

【Is値 0.3未満の場合】

➢ 1～3年目
貸付金利と同率
(実質無利子！)

➢ 4～20年目
貸付金利-0.5%

(注) 貸付金利が0.5%以下の場合、利子助成は3年間で終了します)

※ このほかにも利子助成の対象事業がありますので、くわしい内容はホームページをご覧ください

6

**5年連続
顧客満足度
90%以上!**

融資ご利用者アンケート

- ◆ 融資をご利用いただいたみなさまに、毎年「ご利用者アンケート」を実施しています
- ◆ 29年度は前年度に融資した104法人にアンケートをお願いし、84法人から回答を得ました（回答は匿名）

29年度の調査結果

事業団の対応に
「満足した」、
「やや満足した」
の合計

95%

回答法人
84法人

5%

事業団の対応に、
「やや満足していない」、
「満足していない」、
「どちらでもない」
の合計

最近3年間の顧客満足度は95%以上！
圧倒的なご支持をいただいています

7

**安定的な
経営を支援
しています**

経営の安定化を支援

- ◆ 私学経営情報センターでは、「学校法人基礎調査」を通じて、豊富なデータを収集しています
- ◆ このデータを活用し、教育条件や経営に関する情報の提供、経営改善策の提案などを行っており、**学校法人の経営安定化を支援**しています

データを活用した情報発信

- ◆ 経営者や職員の研修・育成を目的として、**私学経営に関するセミナーを実施**しています
- ◆ 教育改革等について成功事例を紹介するために、**センター職員を講師として派遣**します

(※このほかにも、各種刊行物の発刊、大学ポータル(私学版)の提供など、さまざまな情報発信を行っています)

経営相談の実施

- ◆ 「学生募集」、「人件費削減」などの**経営上の課題について、経営相談を実施**し、法人の現状にあった解決策を提案します
- ◆ 目標と達成期限を明確にした「**経営改善計画**」の作成を支援します

融資の窓口

- 法人所在地域ごとに担当係をおいています
- どのようなことでもお気軽にお問合せください

法人所在地域

北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都

神奈川県・新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府

兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

質権の設定・更新・廃止、保証人の変更、契約内容の確認について

担当係

融資第一係
TEL 03-3230-7862・7863・7873

融資第二係
TEL 03-3230-7864・7865・7874

融資第三係
TEL 03-3230-7866・7867・7879

融資業務係 TEL 03-3230-7869・7870